

緊急時の
ショートステイ

杉並区障害者24時間安心サポート事業を活用ください

杉並区障害者 24 時間安心サポート事業は

障害者の介護者の急病や緊急事態によって急に介護が出来なくなった時に


一時的な短期入所を提供することで障害者の安心・安全を確保するための事業です



こんな時に利用ができます

障害者の介護者が 急な病気や事故・葬儀参列 等の事情で障害者の介護が出来ない状況になり、支援が必要になった時に利用できます。

利用が必要な日の3日前から利用申し込みを受け付けています。事前登録は不要です。

<p>利用対象者</p> <p>①障害福祉サービスの実施主体が杉並区で、概ね5歳以上65歳未満の在宅生活している障害者</p> <p>②他に介護する家族や親族がいない または緊急なため一時的に間に合わないこと</p> <p>③緊急な状況のため、24 時間安心サポート事業以外でサービス利用が出来ないこと</p> <p> まずは通常利用しているサービス事業所へ利用の相談をしてください</p> <p>④障害者総合支援法の介護給付(黄色の受給者証)の支給決定(申請予定を含む)を受けていること</p> <p>.....</p> <p>※ 著しく介護が困難な方・医療的処置が必要な方・伝染性疾患を有する方は24 時間安心サポート事業を利用できません</p>	<p>サービスの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の短期入所の利用となります 宿泊先はすだちの里すぎなみです ・24 時間安心サポートでの短期入所の利用は一回1泊2日 を利用限度としています ・利用限度を超えて引き続き支援が必要な場合は支援関係者との連携を行います <p>費用の負担</p> <p>障害者総合支援法の利用者負担と同額で、別途食費など実費が必要となります</p> <p>その他</p> <p>短期入所の利用が支給日数を超える場合、申請書の提出 または 申請書の提出とサービス等利用計画の修正が必要になります</p>
---	--


お問い合わせ・申し込み先

杉並障害者自立生活支援センターすだち

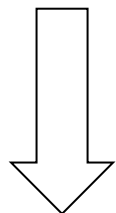
☎ 03-5310-3362

【24 時間受付】

杉並区障害者24時間安心サポート 利用の流れ

 当事業は緊急時対応計画作成等委託事業に係る緊急ショートステイではありません

在宅生活をされている障害者の介護者が介護できない状況が発生



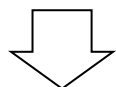
【事例（一部）】

- ・介護者が病気で救急搬送・入院をした
- ・同居者などが入院して介護者が対応することになった
- ・介護者が葬儀に参列する
- ・介護者が怪我をして介護ができない
- ・親族が危篤で介護者が訪問する事になった

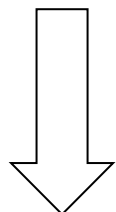
普段利用している事業所(短期入所・居宅介護など)や介護をしている親族などの関係者に相談をする



利用希望日の3日前になっても 普段利用している事業所等で支援の確保が出来なかった

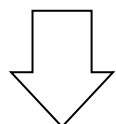


杉並障害者自立生活支援センターすだちに連絡



- ・利用したい理由、利用したい日、短期入所を利用希望される方の状況をお伺いします。
- ・利用対象であると判断した場合は短期入所の受け入れ準備を行い、送迎内容や利用者の詳しい状況（移動・食事・服薬 等）を確認します。
- ※支援センターへ連絡した際、留守番電話となった場合はメッセージを入れてください。折り返しご連絡します。
- ※通常利用している事業所から利用者状況などを伺う事があります。

24時間安心サポートの利用開始



1泊2日の短期入所利用

24時間安心サポートの利用終了

- ※後日、利用料の徴収を行います。
- ※すだちの里すぎなみの短期入所を契約していない方は
契約の取り交わし、健康診断等の諸手続きを後日行います。

お問い合わせ・申し込み先

杉並障害者自立生活支援センターすだち

 **03-5310-3362**

【24時間受付】